（資料28）災害応援協定一覧表

協定名	協定先	締結年月日
災害時の相互応援に関する協定	津山圏域消防組合関係市町村	平成7年11月24日
防災協定書	特別養護老人ホーム「なぎみ苑」	平成18年12月1日
災害時における応急対策業務の実施 に関する協定	岡山県建設業協会美作支部 ・森安建設（株） ・（株）芦田建設 ・（株）エーアンドエム ・（株）中田工務店 ・（株）森藤工業	平成19年5月7日
岡山県下消防相互応援協定 （添付　航空消防応援実施細目）	岡山県下市町村長、 消防組合消防長、消防団長	平成20年3月31日
岡山県内全町村による支援・交流協定	岡山県内全町村	平成21年4月21日
鳥取・岡山県境連携推進協議会 災害時相互応援協定	岡山県北東部・鳥取県南東部市町村	平成21年5月11日
全国小さくても輝く自治体フォーラムの会 「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」	北海道蘭越町、西興部村、東川町、 訓子府町、ニセコ町 秋田県羽後町 群馬県上村尊、高山村、南牧村、 神流町 福島県大玉町、矢祭町、檜枝岐村、 飯館村、川俣町 千葉県酒々井町、一宮町 新潟県関川村、津南町 長野県原村、栄村、阿智村、根羽村 岐阜県白川村 滋賀県豊郷町、日野町 兵庫県福崎町 高知県馬路村、大豊町、土佐町、 本山町、大川村 宮崎県綾町、西米良村、椎葉村 諸塚村 岡山県奈義町	平成24年5月26日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する 協定書	社会福祉法人　慈風会	平成24年12月1日
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省　中国地方整備局長	平成25年2月20日
岡山県内社会福祉協議会における 災害時の相互支援に関する協定書	岡山県社会福祉協議会及び 岡山県内の全市町村社会福祉協議会	平成25年12月10日
災害等発生時における生活必需品等の物資の 調達に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年1月15日
岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定	岡山県及び県内全市町村	平成26年7月4日
災害時における応急生活物資供給等に関する基 本協定	生活協同組合おかやまコープ	平成27年5月27日

災害時における畳の提供等に関する協定書	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成27年8月26日
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	三共リース株式会社津山営業所	平成28年8月23日
災害時における行政書士業務相談に関する協定	岡山県行政書士会	平成28年10月4日
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社	平成30年3月16日
奈義町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	奈義郵便局、滝本郵便局、行方郵便局、津山郵便局	平成30年10月1日
岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定	岡山県、岡山県下市町村、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	平成31年3月20日
災害発生時における段ボール製品供給に関する協定	大和紙器株式会社	令和2年3月31日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年8月26日
災害発生時における晴れの国岡山農業協同組合保有施設等の使用に関する協定	晴れの国岡山農業協同組合	令和2年9月29日
災害発生時における防災用品等の供給協力に関する協定	株式会社　赤尾	令和2年9月30日
災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定	岡山県土地改良事業団体連合会	令和2年10月19日
災害時等における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	社会福祉法人　奈義町社会福祉協議会	令和2年11月25日
災害時における応急対策活動に関する協定	岡山県瓦工事協同組合	令和3年3月26日
災害時における法律相談業務等に関する協定	岡山弁護士会	令和3年8月4日
災害時における電動車両等の支援に関する協定	西日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和3年10月29日
奈義町・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和3年11月1日

災害時の相互応援に関する協定書

津山市　加茂町　富村　奥津町　上齋原村
阿波村　鏡野町　勝央町　奈義町　勝北町
中央町　旭町　久米南町　久米町　柵原町

災害時の相互応援に関する協定書

津山市，加茂町，富村，奥津町，上齋原村，阿波村，鏡野町，勝央町，奈義町，勝北町，中央町，旭町，久米南町，久米町及び柵原町は，災害が発生し，災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に，他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため，次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は，次のとおりとする。

(1)　食料，飲料水，生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3)　救援，消火，救急活動等に必要な車両及び資機材の提供

(4)　医療，救援，応急復旧等に必要な事務職，技術職等の職員の派遣

(5)　被災者を一時収容するための施設の提供

(6)　前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする被災市町村は，次の事項を明らかにして，第４条に定める連絡担当部局を通じて，電話，ファクシミリ等により要請し，後日，速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職種別人員

(4)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては，収容を要する被災者の状況及び人数

(5)　応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路

(6)　応援を必要とする期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村以外の市町村は，災害の実態に照らし特に緊急を要し，前項の要請を待ついとまがないと認められるときは，同項の要請を待たないで，必要な応援を行うこ

とができるものとする。この場合には，同項の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担等）

第３条　応援に要した経費は，原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

２　応援を受けた被災市町村が，前項に規定する経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援を受けた被災市町村から要請があった場合には，応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は，別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第４条　各市町村は，あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め，災害が発生したときは，速やかに情報を相互に伝達するものとする。

（資料の交換）

第５条　各市町村は，この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう，毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は，各市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書１５通を作成し，各市町村が記名，押印をして，各自その１通を所持する。

平成７年１１月２４日

別紙

1　応援職員の派遣に要する経費の負担等

(1)　第３条第１項に定める経費のうち，第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については，次のとおりとする。

ア　応援を受けた市町村が負担する経費の額は，応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ　応援職員が応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は，応援をした市町村の負担とする。ただし，被災地において応急治療する場合の治療費は，応援を受けた市町村の負担とする。

ウ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が，応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ　ア，イ及びウのほか，応援職員の派遣に要する経費については，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

(2)　応援を受けた市町村は，応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

2　経費の一時繰替支弁等

(1)　応援をした市町村は，第３条第２項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は，次に掲げる経費に相当する額を，応援を受けた市町村に請求する。

区　　分	経　　費
第１条第１号及び第２号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第１条第１号から第３号までの資機材（同条第３号の車両を含む。）に係るもの	借上料，燃料費，輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第１条第４号の職員の派遣に係るもの	１(1)に定める経費
第１条第５号の施設の提供に係るもの	借上料
第１条第６号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2)　(1)の請求は，応援をした市町村の市町村長名による請求書により，連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3)　(1)及び(2)により難いときは，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

津山市
代表者　津山市長　　中　尾　嘉　伸

加茂町
代表者　加茂町長　　大　塚　邦　久

富　　村
代表者　富村長　　為　本　諶　治

奥津町
代表者　奥津町長　　石　田　　寺

上齋原村
代表者　上齋原村長　小　椋　一　範

阿波村
代表者　阿波村長　　高　矢　嘉　浚

鏡野町
代表者　鏡野町長　　井　元　乾一郎

勝央町
代表者　勝央町長　　植　月　和　夷

奈 義 町
代表者　奈義町長　　中 井 孝 夫

勝 北 町
代表者　勝北町長　　河　本　舜　三

中 央 町
代表者　中央町長　　池　上　彰　昌

旭　　町
代表者　旭 町 長　　山　崎　公　民

久米南町
代表者　久米南町長　國　忠　　泉

久 米 町
代表者　久米町長　　村　上　　稔

柵 原 町
代表者　柵原町長　　鳥　越　　明

防 災 協 定 書

奈義町消防団(以下「甲」という。)と特別養護老人ホームなぎみ苑(以下「乙」という。)は、災害時における救急活動及び平時における防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条　この協定は乙における災害発生時の応急活動及び平素からの防災活動に対する甲の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　災害時及び平素において、甲は下記の協力を行うものとする。

１．消火活動
２．救出・救助活動
３．物品の搬出
４．救出者の保護
５．防災訓練の参加、指導
５．その他、甲が提供又は協力が可能なもの

第３条　前条に基づく協力に関する費用は無償とする。ただし、特別な場合は甲乙が協議のうえ費用負担を決めるものとする。

第４条　この協定の有効期間は平成１８年１２月１日から平成１９年１１月３１日までとする。ただし、期間満了の日の２カ月前までに甲、乙から申し出がない場合はさらに１年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

第５条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成 18 年 12 月 1 日

（甲）　岡山県勝田郡奈義町豊沢306番地1

奈義町長　中 井 孝 夫

（乙）　勝田郡奈義町広岡３０
特別養護老人ホームなぎみ苑
苑　長　　手 束 和 胤

災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と岡山県建設業協会美作支部以下（「乙」という。）は、町内の公共施設、公共土木施設及び土地改良施設（以下「公共施設等」という。）において、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

応急対策業務は、岡山県建設業協会美作支部の別紙会員が実施するものとする。

（趣　　旨）

第　１条　　この協定は、公共施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第　２条　　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

２．　乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

３．　甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急対策業務）

第　３条　　甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

（１）　障害物の除去及び応急対策等

（２）　その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第　４条　　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第　５条　　甲は災害時における応急対策業務が必要な箇所について、岡山県建設業協会美作支部の会員の中から工事施工者（以下「応急対策実施者」という。）を選定するものとする。

（応急対策業務の指示）

第　６条　　応急対策実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第　７条　　応急対策実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第　８条　　応急対策業務の実施に要した費用（以下「委託料」という。）については、甲が負担するものとする。

（支　　払）

第　９条　　甲は、第７条の報告が出たときは、その内容を審査し、合格した場合、乙の会員は甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから３０日以内に乙の会員に委託料を支払うものとする。

（実施細目）

第１０条　　この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（有効期限）

第１１条　　この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協　　議）

第１２条　　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平　成 19 年 5 月 7 日

甲　　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１

奈義町長　　花　房　昭　夫

乙　　岡山県美作市入田２４７番地４

岡山県建設業協会美作支部

支部長　高　元　信

岡山県下消防相互応援協定

岡山県下消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

（県への通報等）

第４条　前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

（１）その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合

（２）その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

（３）その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合

（４）他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

２　前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模

等により特に必要があるときは、この限りでない。

3　第４条に規定する県に対する通報及び第１項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4　発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5　応援要請（第１項第４号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。

2　応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。

3　応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資機材等の調達手配）

第７条　発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

第９条　応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2　発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第１０条　この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（１）発災市町村等が負担する経費

ア　宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ　化学消火に要した薬剤費

ウ　応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ　一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ　応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和２８年４月２４日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ　第７条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

（２）応援市町村等が負担する経費

ア　応援隊の旅費及び出動手当

イ　車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ　応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ　応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

２　前項以外の経費又は同項の定めにより難い場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものと

する。

（疑義）

第１２条　この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第１３条　この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各１通を保管する。

附　則

１　この協定は、平成２０年４月１日から効力を生ずる。

２　平成２年３月１５日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成２０年３月３１日をもって廃止する。

平成２０年３月３１日

岡山市長　　髙　谷　茂　男

倉敷市長　　古　市　健　三

津山市長　　桑　山　博

玉野市長　黒田　晋

笠岡市長　高木　直矢

井原市長　瀧本　豊文

総社市長　片岡　聡一

高梁市長　秋岡　毅

新見市長　石垣　正夫

備前市長　西岡　憲康

瀬戸内市長　立　岡　脩　二

赤磐市長　荒　嶋　龍　一

真庭市長　井　手　紘　一　郎

美作市長　宮　本　俊　朗
美作市長職務代理者　美作市副市長　皆木照夫

浅口市長　田　主　智　彦

和気町長　大　森　直　徳

早島町長　佐　藤　友　彦

里庄町長　大内恒

矢掛町長　山野通

新庄村長　笹野

鏡野町長　山崎親男

勝央町長　西田

奈義町長　花房昭夫

西粟倉村長　道上正寿

久米南町長　河　島　建

美咲町長　奥　村　忠

吉備中央町長　重　森　計

津山圏域消防組合管理者　津山市長　桑　山　博

笠岡地区消防組合管理者　笠岡市長　高　木　直

井原地区消防組合管理者　井原市長　瀧　本　豊

東備消防組合管理者　備前市長　西　岡　憲

航空消防応援実施細目

（趣　旨）

第１条　平成20年３月31日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた消防相互応援（以下「航空消防応援」という。）については、この実施細目の定めるところによる。

（航空消防応援の要請対象）

第２条　航空消防応援の対象とする災害は、協定第３条に規定する災害のうち、消防ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害

（２）　中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災

（３）　水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を要する事故

（４）　緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案

（５）　その他前各号に掲げる災害に準じる災害

（航空消防応援の種別）

第３条　航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　調査出動　現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等のための出動

（２）　火災出動　消火活動のための出動

（３）　救助出動　人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）

（４）　救急出動　重篤傷病者等の搬送及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合の出動

（５）　救援出動　救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

（航空消防応援の出動限定条件）

第４条　航空消防応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。

（２）　気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さをいう。）300メートル以上、視程5,000メートル以上、風速毎秒17メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこととする。

（航空消防応援の要請手続）

第５条　航空消防応援の要請は、航空消防応援を要請する市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、岡山県知事（以下「県知事」という。）を経由して、航空消防応援を行う市町村（以下「応援市町村等」という。）の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）　必要とする応援の具体的内容

（２）　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（３）　現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況

（４）　その他必要な事項

２　緊急を要する航空消防応援の要請は、前項の規定にかかわらず、直接応援市町村等の長に行うことができるものとする。この場合、事後、速やかに応援要請内容について県知事に報告するものとする。

３　応援市町村等の連絡先は、別表１のとおりとする。

４　航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡表（別表様式１）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

（航空消防応援の中断）

第６条　応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、発災市町村等の長と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

（応援出動した消防ヘリコプターに対する指揮等）

第７条　航空消防応援のため出動した消防ヘリコプターに対する指揮は、発災市町村等の消防機関の長又は消防機関の長が指定した現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が消防ヘリコプターに搭乗している応援市町村等の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

２　応援隊長は、発災市町村等の消防機関の長等による指揮の内容が、ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めたときは、その旨を発災市町村等の消防機関の長等に通告できることができる。

３　応援隊長は活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

４　前項の連絡を無線を通じて行う場合は第１に県内共通波（153.53ＭＨＺ）、第２に全国波（148.75ＭＨＺ、150.73ＭＨＺ、154.15ＭＨＺ）、第３に各市町村波（別表２）によるものとし、無線の運用統制については発災市町村等の統制に従うものとする。

（事前計画）

第８条　発災市町村等の長は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ応援市町村等の長に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

２　前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　消防ヘリコプターの活動拠点として最適な飛行場外離発着場の位置図等

（２）　消防ヘリコプターと消防機関等との通信連絡方法
（３）　一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
（４）　消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
（５）　その他必要と認める事項

（応援市町村等の情報提供）
第９条　応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを新規に所有し、若しくは更新したとき又はその性能等に変更があったときは、その情報を発災市町村等の長へ提供するものとする。

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）
第１０条　発災市町村等の長は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次の各号に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を応援市町村等の長に報告するものとする。
（１）　死傷者が発生した事故
（２）　消防ヘリコプターの重大な損傷事故
（３）　救難対策を必要とする事故

附　則
この実施細目は、平成９年４月１日から施行する。

附　則
この実施細目は、平成10年２月19日から施行する。

附　則
この実施細目は、平成12年３月15日から施行する。

附　則
この実施細目は、平成20年４月１日から施行する。

別表１

応援市町村等の連絡先

市町村等名	連　絡　先	所　在　地	電　話　番　号
岡　山　県	総務部消防保安課	岡山市内山下二丁目４番６号	電話(086)226-7295 FAX(086)225-4659
岡　山　市	消防局消防情報通信センター	岡山市鹿田町一丁目１番１号	電話(086)234-9978 FAX(086)231-2011

要請連絡後の打合せ先

市町村等名	連　絡　先	所　在　地	電　話　番　号
岡　山　市	消　防　局 航　空　隊	岡山市浦安南町６３９の１	電話(086)261-0119 FAX(086)261-1190

別表２

県下消防本部無線周波数一覧表

消　防　本　部　名	市町村波（MHZ）
岡山市消防局	１５１．７１　　１５１．６３
倉敷市消防局	１５１．５５　　１５３．８５
津山圏域消防組合消防本部	１５３．５９
玉野市消防本部	１５１．３１
笠岡地区消防組合消防本部	１５１．２１
井原地区消防組合消防本部	１５１．５９
総社市消防本部	１５１．７５
高梁市消防本部	１４９．１３
新見市消防本部	１５２．０９
東備消防組合消防本部	１４６．３２
真庭市消防本部	１５２．０７
美作市消防本部	１５１．５７
赤磐市消防本部	１５０．４５
瀬戸内市消防本部	１５３．５１

航空消防応援要請連絡表

要請側市町村等名		
＊1 要請日時		平成　年　月　日　時　分
＊2 災害発生日時		平成　年　月　日　時　分
＊3 覚知日時		平成　年　月　日　時　分
＊4 災害発生場所（地図添付）		
＊5 応援要請の種別		火災　救急　救助　調査　救援　その他（　　）
＊6 具体的な要請内容		
＊7 飛行場外離着陸場等	第1順位	可能であれば地図を添付
	第2順位	
＊8 通信	周波数	主　副
	呼出符号	
9 離着陸支援		Hマーク　×マーク　吹流し　発煙筒　散水
10 現地の気象		天候　視程　Km　風向　風速　m/s 付近の山頂（　　山）より低い雲が（有・無）
11 林野火災	現地指揮本部	本部名　職　氏名 電話　携帯電話
	＊現場の状況	
	他機関の応援ヘリの要請・活動状況	
	給油体制	可・否　ドラム缶　ローリー　給油ポンプ（有・無）
	その他	
12 急患搬送	＊搬送区間	～
	患者の氏名等	住所 氏名　男・女 生年月日　M・T・S・H　年　月　日（　歳）
	＊症状等	
	＊付添者	住所 氏名　関係
	＊医師・看護師	病院名 氏名　他　名
	＊搬入病院	TEL
	その他	
＊13 必要資機材・数量		
14 特記事項		

＊印は要請する際に記入する項目

担当本部
担当者職氏名
TEL
FAX

◎岡山市消防局消防情報通信センター
岡山市鹿田町一丁目1番1号
TEL086－234－9978
FAX086－231－2011

岡山県内全町村による支援・交流協定

岡山県内の全町村は、相互の支援と交流を図るため、次のとおり協定することに合意する。

1　和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町及び吉備中央町（以下、「全町村」という。）は、この協定の締結を新たな出発点として、より一層緊密な関係を築き、基礎自治体としての自立を強固なものにするため、相互の支援・交流を通じて、連携を深め、心豊かな活力ある地域づくりに努めるものとする。

2　全町村は、経済、教育、文化、スポーツ、行政その他あらゆる分野での支援・交流を推進することにより、さま

和気町長　大森直穂

早島町長　佐藤友亨

里庄町長　大内恒章

矢掛町長　山野通孝

新庄村長　笹野寛

鏡野町長　山崎親男

勝央町長　西田孝

奈義町長　花房裕夫

西粟倉村長　道上正寿

久米南町長　西島建一

ざまな事業等を通じて、総体としての町村の発展と住民福祉の向上を目指すとともに、地域の活性化のために可能な協力を惜しまないものとする。

3　この協定は、全町村の代表者が署名した日から効力を発するものとする。

平成２１年４月２１日

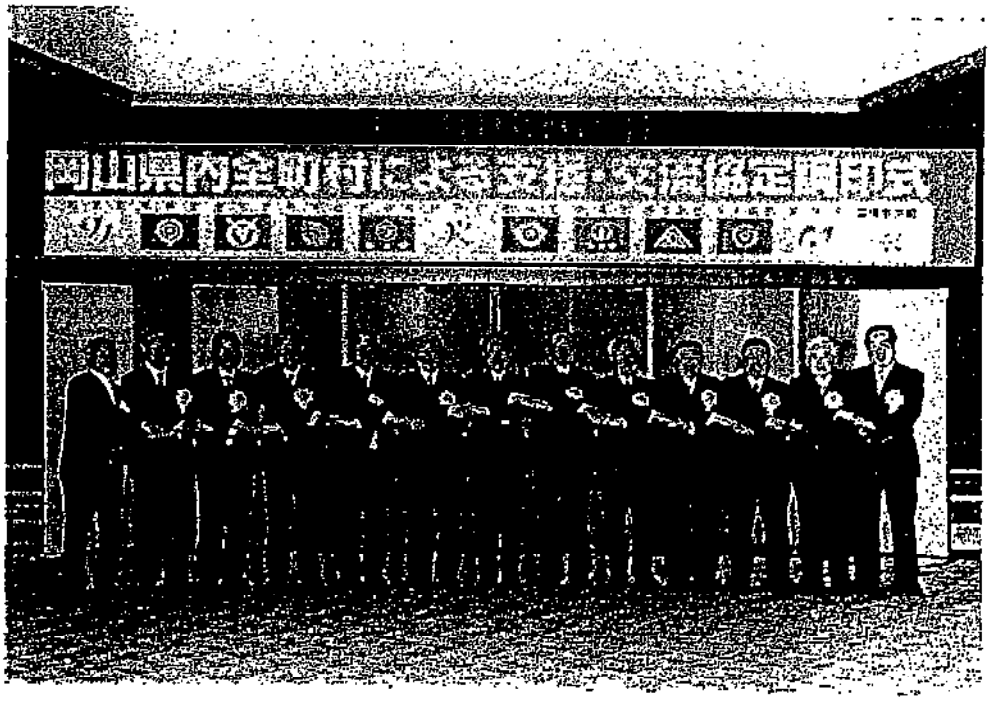

美咲町長　奥村忠夫

吉備中央町長　重森訓之

立会人

岡山県知事　石井正弘

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定書

鳥取・岡山県境連携推進協議会を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）は、地震等の大規模災害が発生し、被害を受けた構成市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な災害対策が実施できない場合に、構成市町村間の相互応援により応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 災害応急活動等に必要な職員の派遣
(4) 被災者を一時収容するための施設の提供
(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する被災市町村は、原則として、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 前条第１号又は第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
(3) 前条第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種及び人員
(4) 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
(5) 応援場所及び応援場所への経路
(6) 応援を必要とする期間
(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された構成市町村は、極力これに応ずるものとする。

２　被災市町村以外の構成市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前条の要請を待ついとまがないと認めるときは、前条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

２　応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援をした構成市町村は一時繰替支弁するものとする。

3　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第５条　構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（資料の交換）

第６条　構成市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定は、構成市町村が別に締結した災害時相互応援協定を排除するものではない。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、鳥取・岡山県境連携推進協議会会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成２１年５月１１日

鳥取県	鳥取市
鳥取県	倉吉市
鳥取県	若桜町
鳥取県	智頭町
鳥取県	三朝町
鳥取県	日南町
鳥取県	日野町
鳥取県	江府町
岡山県	津山市
岡山県	新見市
岡山県	真庭市
岡山県	美作市
岡山県	新庄村
岡山県	鏡野町
岡山県	奈義町
岡山県	西粟倉村

別　紙

応援経費の負担等基準

1　応援職員の派遣に要する経費の負担等

第４条第１項に定める経費のうち、第１条第３号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、法令の範囲内において次のとおりとする。

(1)　応援を受けた被災市町村が負担する経費の額は、応援をした構成市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした構成市町村の負担とする。

(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、応援を受けた被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした構成市町村が賠償の責任を負うものとする。

(4)　(1)から(3)に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、構成市町村が協議して定めるものとする。

2　経費の一時繰替支弁等

(1)　応援をした構成市町村は、第４条第２項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町村に請求する。

区　　分	経　　費
第１条第１号及び第２号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第１条第１号及び第２号の資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損又は故障が生じた場合の修理費
第１条第３号の職員の派遣に係るもの	１に定める経費
第１条４号の施設の提供に係るもの	借上料
第１条第５号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2)　(1)の請求は、応援をした構成市町村名による請求書により応援を受けた被災市町村長に行うものとする。

(3)　(1)及び(2)により難いときは、構成市町村が協議して定めるものとする。

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当市は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　　鳥取市長　　竹　内　　功

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の締結に関する同意書

平成２１年５月１１日付け協定締結

鳥取県	鳥取市
鳥取県	倉吉市
鳥取県	若桜町
鳥取県	智頭町
鳥取県	三朝町
鳥取県	日南町
鳥取県	日野町
鳥取県	江府町
岡山県	津山市
岡山県	新見市
岡山県	真庭市
岡山県	美作市
岡山県	新庄村
岡山県	鏡野町
岡山県	奈義町
岡山県	西粟倉村

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当市は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　倉吉市長　　長谷川　　稔

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当　は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　　若桜町長　　小　林　昌　司

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当　は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　　智頭町長　　寺谷　誠一郎

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当町は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　　三朝町長　　吉　田　秀　光

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当町は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　　日南町長　　矢　田　治　美

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当町は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　　日野町長　　景　山　享　弘

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当町は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

鳥取県　　江府町長　　竹　内　敏　朗

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当市は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　　津山市長

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当市は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　　新見市長　　石　垣　正　夫

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当市は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　真庭市長　井手紘一郎

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当市は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　　美作市長　　安　東　美　孝

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当　は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　新庄村長　笹野

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当鏡野町は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　　鏡野町長　　山　崎　親　男

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当町は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　　奈義町長　花房昭夫

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

当村は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」の締結について同意します。

平成２１年５月１１日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長　様

岡山県　　西粟倉村長　　道上　正寿

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応援対策活動の相互応援に関し、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会（以下「自治体フォーラムの会」という。）加入町村で、別掲町村（以下「協定町村」という。）との間で、次のとおり災害応急対策活動の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

別掲「協定町村」名

北海道蘭越町、西興部村、群馬県上野村、高山村、南牧村、神流町、福島県大玉村、矢祭町千葉県酒々井町、一宮町、新潟県関川村、津南町、長野県原村、栄村、阿智村、岐阜県白川村、岡山県奈義町、高知県馬路村、大豊町、土佐町、本山町、宮崎県綾町、西米良村、椎葉村、

＜追加＞北海道東川町、訓子府町、ニセコ町、秋田県羽後町、福島県檜枝岐村、飯舘村、川俣町、長野県根羽村、滋賀県豊郷町、日野町、兵庫県福崎町、高知県大川村、宮崎県諸塚村

（目的）

第１条　この協定は、協定町村の区域内において災害が発生した場合において、協定町村が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害及び町村長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める災害をいう。

（相互応援）

第３条　協定町村は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　協定町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第５条　協定町村は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置の要請をするものとする。

（１）非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供

（２）被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用

（３）被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供

（４）その他特応急対策活動に必要な措置

（応援措置の履行）

第６条　応援を求める協定町村は、その応援措置が的確かつ円滑に行なわれるよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被災町村が負担するものとする。

（地域防災計画その他の資料等の交換）

第８条　協定町村は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（実施の細目）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定町村が協議のうえ決定するものとする。

附　則

この協定は、平成２４年５月２６日に北海道東川町で開催する自治体フォーラムの会総会の議決を受けてその効力を生じる。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人慈風会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、奈義町内に大規模な地震、風水害及びその他災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第３条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

特別養護老人ホーム「なぎみ苑」（岡山県勝田郡奈義町広岡３０番地）

（手続き）

第５条　第３条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として甲と当該対象者の家族や支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）
第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）
第１０条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）
第１１条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１３条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年１２月　１日

（甲）所　在　地　　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１
名　　称　　奈義町
代表者職氏名　　奈義町長　花　房　昭　夫

（乙）所　在　地　　岡山県津山市西下１００３番地１
名　　称　　社会福祉法人慈風会
代表者職氏名　　理事長　花　房　稔　雄

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と奈義町長（以下「乙」という。）は、奈義町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、奈義町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第３条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、奈義町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年２月２０日

甲　国土交通省　　中国地方整備局長　　戸　田　　和　彦

乙　奈　義　町　　奈　義　町　長　　花　房　　昭　夫

岡山県内社会福祉協議会における
災害時の相互支援に関する協定

岡山県内社会福祉協議会における
災害時の相互支援に関する協定書

岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び岡山県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、相互扶助の精神に基づき協定を締結し、災害時において、社会福祉協議会のネットワークを活かし、災害救援活動を相互に支援するものとする。

（目的）

第１条　この協定は、岡山県内で災害が発生した場合において、被災した地域を所管する社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）による災害救援活動が効率的、効果的に行われるよう、その支援に関し必要な事項を定める。

（適用する災害の種類）

第２条　この協定を適用する災害の種類は、災害対策基本法で定義されている暴風雨、豪雨、地震、津波等で生ずる災害で、原則として災害救助法が適用される災害をいう。

２　前項に規定する災害のほか、多大な人的及び物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じた場合とする。

（支援の内容）

第３条　この協定を締結した県社協及び市町村社協は、被災地社協における災害救援活動が迅速かつ円滑に展開されるよう、災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の運営支援を中心としながら、社会福祉協議会の活動原則に基づく災害救援活動に取り組むものとし、次に掲げる事項について、相互に支援する。

（１）被災直後における被災地の状況把握、情報収集、調査活動

（２）災害全般に関する情報収集、提供及び発信

（３）災害VCの設置及び運営支援

（４）要援護者等の生活課題解決に向けた企画調整及び活動

（５）災害支援活動の開始及び展開・転換に関する相談支援

（６）その他、被災地社協を支援するために必要と認められる諸活動

（支援の要請）

第４条　この協定に基づく支援を受けようとする場合、被災地社協から県社協に要請する。

（支援の決定）

第５条　この協定に基づく相互支援の適否は、第４条の要請に基づき、被災地社協と県社協が協議の上、決定する。

（支援の期間）

第６条　被災地社協を支援する期間は、被災地社協と県社協が協議の上、決定する。

（職員の派遣）

第７条　県社協は、速やかに連絡調整を行い、被災地外の市町村社協に対して職員の派遣を依頼する。

２　職員の派遣を依頼された市町村社協は、被災地社協へ職員を派遣する。

３　派遣された職員は、被災地社協の指揮のもと、第３条に掲げる任務を遂行する。

４　派遣職員が任務の遂行上において事故が生じた場合、原則として派遣する市町村社協が定める規則等に基づき必要な補償を行うものとする。

（経費の負担）

第８条　この協定に基づく支援に要する費用は、原則として支援する県社協及び市町村社協の負担とする。ただし、必要に応じて、別途協議するものとする。

（職員の養成及び確保）

第９条　県社協及び市町村社協は、この協定に基づく相互支援が円滑に行えるよう、災害救援活動を的確に遂行できる職員を養成し、派遣職員の確保に努める。

（連絡調整）

第１０条　県社協は、平時又は災害時において、協定社協と相互支援に関する連絡調整を行う。

（連絡窓口）

第１１条　市町村社協は、あらかじめ相互支援協定に関する連絡担当部署、担当責任者を定め、県社協に提出するものとする。

２　県社協及び市町村社協は、災害が発生した際には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項は、災害時相互支援に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、協議を経て定めるものとする。

２　連絡会議は、県社協及び市町村社協の事務局長をもって構成する。

附則

この協定は、平成２５年　１２月　10　日から適用する。

社会福祉法人　岡山県社会福祉協議会
会　長　　山　岡　治

社会福祉法人　岡山市社会福祉協議会
会　長　　内　田　通

社会福祉法人　倉敷市社会福祉協議会
会　長　　近　藤　淳　一

社会福祉法人　津山市社会福祉協議会
会　長　　小　山

社会福祉法人　玉野市社会福祉協議会
会　長　　藤　原　正

社会福祉法人　笠岡市社会福祉協議会
会　長　　高　橋　昌

社会福祉法人　井原市社会福祉協議会
会　長　　久　津　間　憲

社会福祉法人　総社市社会福祉協議会
会　長　　風　早　豊　源

社会福祉法人　高梁市社会福祉協議会
会　長　　内　田　親

社会福祉法人　新見市社会福祉協議会
会　長　　竹　元　武

社会福祉法人　備前市社会福祉協議会
会　長　　宮　本　國

社会福祉法人　瀬戸内市社会福祉協議会
会　長　　東　原　和

社会福祉法人　赤磐市社会福祉協議会
会　長　　草　野　妥　彦

社会福祉法人　真庭市社会福祉協議会
会　長　　辻　　騏　一　郎

社会福祉法人　美作市社会福祉協議会
会　長　　春　　名

社会福祉法人　浅口市社会福祉協議会
会　長　　山　　下　　隆

社会福祉法人　和気町社会福祉協議会
会　長　　幸　　坂　　陽

社会福祉法人　早島町社会福祉協議会
会　長　　納　　所　　寛

社会福祉法人　里庄町社会福祉協議会
会　長　　大　　内　　恒　　章

社会福祉法人　矢掛町社会福祉協議会
会　長　　山　　野　　通

社会福祉法人　新庄村社会福祉協議会
会　長　　笹　　野　　寛

社会福祉法人　鏡野町社会福祉協議会
会　長　　山　崎　親　男

社会福祉法人　勝央町社会福祉協議会
会　長　　西　田　文　磨

社会福祉法人　奈義町社会福祉協議会
会　長　　花　房　昭　夫

社会福祉法人　西粟倉村社会福祉協議会
会　長　　青　木　秀　樹

社会福祉法人　久米南町社会福祉協議会
会　長　　河　島　建　一

社会福祉法人　美咲町社会福祉協議会
会　長　　草　地　　功

社会福祉法人　吉備中央町社会福祉協議会
会　長　　難　波　裕　視

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に定める緊急対処事態（以下、「災害等」という。）発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、奈義町に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第２条　甲は、第１条の規定による要請を別紙１の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第３条　乙は、第１条の規定による要請を受けたときは、要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずるとともに、措置の状況を別紙２により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第４条　措置に係る物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該集積場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取り、物資を受領したことを記した文書を乙に交付するものとする。

（費用等）

第５条　措置により甲が供給を受けた物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

２　費用等の額は、集積場所への物資の運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（ただし、措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置時における適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用等の支払）

第６条　乙は、前条第２項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

（調達可能数量等の報告）

第７条　乙は、毎年４月１日現在の物資の調達可能数量、搬入方法及び担当者連絡先等を別紙３により甲に報告するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２６年１月１５日

甲　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１

奈　義　町

奈義町長　花　房　昭　夫

乙　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長　捧　賢

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

平成26年7月

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣

（２）食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

（３）避難及び収容のための施設の提供

（４）救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

（５）救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供

（６）被災児童、被災生徒等の一時受入れ

（７）ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供

（８）遺体の火葬のための施設の提供

（９）その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第２条　応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

（１）被害の状況

（２）応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）

（３）応援場所及び応援場所への経路

（４）応援の期間

（５）その他必要な事項

２　県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。

３　前２項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。

４　県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。

5　第１項又は第２項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。

6　第１項の要請及び第２項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第１項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

（自主応援）

第３条　県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2　前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2　受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3　前条第１項の規定により自主応援を実施した場合における第１項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

（県連絡員の派遣）

第５条　県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2　市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

（協議会の設置）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2　協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてより的確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

3　協議会に、幹事会を置く。

4　協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

（平常時の活動）

第８条　市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

（その他）

第10条　この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附　則

（発効日）

1　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

（岡山県下１５市災害時相互応援に関する協定の廃止）

2　県内各市が平成２２年１１月２５日に締結した岡山県下１５市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を２８通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その１通を保有する。

平成２６年７月４日

岡山県
岡山県知事　伊原木　隆太

岡山市
岡山市長　大森　雅夫

倉敷市
倉敷市長　伊東　香織

津山市
津山市長　宮地　昭範

和気町
和気町長　大森　直徳

早島町
早島町長　中戸　哲生

里庄町
里庄町長　大内　恒章

矢掛町
矢掛町長　山野　通彦

新庄村
新庄村長　笹野　寛

鏡野町
鏡野町長　山崎　親男

勝央町
勝央町長　水嶋　淳治

奈義町
奈義町長　花房　昭夫

西粟倉村
西粟倉村長　青木　秀樹

久米南町
久米南町長　河島　建一

美咲町
美咲町長　定本　一友

吉備中央町
吉備中央町長　山本　雅則

玉野市
玉野市長　黒田　晋

笠岡市
笠岡市長　三島　紀元

井原市
井原市長　瀧本　豊文

総社市
総社市長　片岡　聡一

高梁市
高梁市長　近藤　隆則

新見市
新見市長　石垣　正夫

備前市
備前市長　吉村　武司

瀬戸内市
瀬戸内市長　武久　顕也

赤磐市
赤磐市長　友實　武則

真庭市
真庭市長　太田　昇

美作市
美作市長　萩原　誠司

浅口市
浅口市長　栗山　康彦

災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定

生活協同組合おかやまコープ

岡山県勝田郡奈義町

災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定

奈義町（以下「町」という。）と生活協同組合おかやまコープ（以下「コープ」という。）は、奈義町に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、住民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、町、コープ協力のもと、災害時において応急生活物資の調達と安定供給、輸送業務、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等住民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第２条　町は、災害時において応急生活物資を調達する必要があるときは、コープに対し情報の提供と応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

２　町は必要に応じてコープに対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（生活物資の安定供給）

第３条　コープは、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開による生活物資の供給をもって生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するように努力し、町はコープの事業継続・早期再開に向け可能な協力をするものとする。

２　町とコープは、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して住民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（ボランティア活動の推進）

第４条　コープは、災害時において生協組合員のボランティア活動を積極的に支援するものとし、町はこれに協力するものとする。

（防災意識の向上）

第５条　コープは、その活動を通じて、日常的に生協組合員の防災意識の向上に努め、町はコープに対して必要な協力を行なうものとする。

（応急生活物資）

第６条　町がコープに要請する応急生活物資の品目は被害の状況に応じて決定するものとし、想定される主なものは別紙１の「物資調達で想定される品目」のとおりとする。

２　コープは、保有する災害時に想定される応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて町に別紙２の「物資調達可能数量等報告書」により報告するものとする。

（要請の手続き）

第７条　第２条の要請は、文書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　町とコープは、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬に係る車両の通行）

第８条　町は、コープが物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

（情報の提供）

第９条　町は、コープに対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供する。

（応急生活物資の受領）

第１０条　町は、町が指定した場所においてコープが輸送した応急生活物資を、品目及び数量を確認の上受領するものとする。

（業務報告）

第１１条　コープは、物資の供給及び輸送業務終了後、速やかに業務内容を町に報告するものとする。

（費用負担）

第１２条　第２条、第７条の規定によりコープが供給した応急生活物資の対価及びコープが行った輸送等の費用については、町が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、応急生活物資の対価については災害が発生する直前にコープが組合員に対し供給していた物資の価格を参考に町とコープが協議して定め、運搬等に要した費用については、他の運送業社の価格を参考に町とコープが協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第１３条　コープは、物資の供給及び輸送終了後、前条に定める費用を町に通知し、町の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

２　町は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第１４条　町は、コープが第２条に定める業務をおこない、その業務に従事したことにより、従事者に死亡その他の事故が生じたときは、従事者の過失がない場合に、その損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、町は損害補償を行なわない。

（担当者の設定）

第１５条　町及びコープは、この協定を円滑に推進するために毎年４月に事務担当者名簿を作成し相互に交換する。

（有効期間）

第１６条　この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、町又はコープが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、コープが別紙１に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

（協議）

第１７条　この協定に定める事項のほか、被災者支援の内容等に疑義が生じた場合及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、町とコープが協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を２通作成し、町とコープで記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２７年5月２７日

岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１
奈義町
奈義町長　笠　木　義　孝

岡山県岡山市北区奉還町１丁目７番７号
生活協同組合おかやまコープ
理事長　平　田　昌　三

地域見守り活動に関する協定

生活協同組合おかやまコープ

岡山県勝田郡奈義町

奈義町社会福祉協議会

地域見守り活動に関する協定

奈義町（以下「町」という。）と生活協同組合おかやまコープ（以下「コープ」という。）と奈義町社会福祉協議会（以下「社協」という。）とは、以下のとおり協定を締結する。

1　目的

本協定は、高齢者、障がい者、子どもなど住民のだれも（以下「高齢者等」という。）が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を目指し、町、コープ及び社協が連携し、見守り活動を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

2　対象地域

本協定の対象地域は、奈義町内でコープが日常的に業務を行う地域とする。

3　コープの取組内容

(1)　コープは、見守り活動を実施するにあたり、日常業務の範囲内において協力可能な体制の整備を行い、その業務の従事者や組合員に対してこの協定の趣旨を周知するものとする。

(2)　コープ及びその従事者が日常業務の範囲内において、日常生活において異常が感じられ、かつ高齢者等の生命の危機が予見される場合は、直ちに別に町が指定する所管の連絡先（以下「奈義町連絡先という。）に連絡するものとする。ただし、緊急の対応を要する場合は、所管の警察署や消防署に直接状況を通報し、併せて、その状況を奈義町連絡先に報告する。

(3)　(2)の取組に係る経費はコープの負担とする。

4　町の取組内容

(1)　町は、コープから連絡があった場合には、速やかに関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

(2)　町は、住民に対して協定の趣旨を周知し、コープの取組が円滑に実施できるよう支援する。

5　社協の取組内容

(1)　社協は、町から見守りの依頼があった場合には、地域と連携して必要な見守り活動を行うよう努めるものとする。

(2)　社協は、この協定の趣旨を広報するなど、見守り活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

6　秘密保持

町、コープ及び社協は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩してはならない。ただし、第３項第２号ただし書きに基づき奈義町連絡先及び所管の警察署や消防署に通報する場合は、この限りではない。

7　有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限満了の日の1か月前までに、町、コープ及び社協のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

8　その他

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町、コープ及び社協が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、町、コープ及び社協が各々記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成27年5月27日

岡山県勝田郡奈義町豊沢306番地1

奈義町

奈義町長　笠　木　義　孝

岡山県岡山市北区奉還町1丁目7番7号

生活協同組合おかやまコープ

理事長　平　田　昌　三

岡山県勝田郡奈義町豊沢507番地2

社会福祉法人　奈義町社会福祉協議会

会　長　笠　木　義　孝

災害時における畳の提供等に関する協定書

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

岡山県勝田郡奈義町

災害時における畳の提供等に関する協定

奈義町（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、奈義町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は災害時に、被災者の救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（災害時の協力依頼）

第2条　災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は乙に対して必要数・日時・場所等を指示して畳の提供を依頼するものとする。ただし、緊急の場合、乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

（協力内容）

第3条　甲が乙に対して、畳の提供を依頼した場合、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2　甲と乙は協力して次の作業を行う。

（1）畳の調達

（2）避難所等までの畳の輸送

（3）利用後の畳の処理

（費用）

第4条　乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第5条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害時には速やかに相互に連絡を取るものとする。

（1）甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式1により報告するものとする。

（2）連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（訓練への参加）

第7条　乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年８月２６日

甲　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１
奈義町
奈義町長　　笠 木　義 孝

乙　神戸市兵庫区永沢町３丁目８番８号
５日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委 員 長　　前 田　敏 康

災害時におけるレンタル機材の
優先供給に関する協定書

三共リース 株式会社 津山営業所

岡 山 県 勝 田 郡 奈 義 町

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定

奈義町（以下「町」という。）と三共リース株式会社 津山営業所（以下「協力事業者」という。）は、奈義町内において地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、町民生活の早期安定を図るため、レンタル機材の優先供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として町が災害対策本部を設置し、協力事業者に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給機材の範囲）

第２条　災害時において、町が協力事業者に供給を要請する機材は、支援物資にかかる輸送用資機材のほか、応急対策全般にかかる資機材のうち、要請時点で協力事業者が供給できる資材とする。

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は、協力要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第４条　協力事業者は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で機材の優先供給に努めるものとする。

（費用負担）

第５条　前４条の規定により、協力事業者が供給した機材のレンタル料、運搬の費用及び供給に要した費用（売買・請負・業務委託その他取引名称の如何を問わない。）については、町が負担するものとし、価格は、双方協議のうえ、決定するものとする。

（機材の引渡し）

第６条　機材の引渡し場所は、町が指定するものとし、当該場所において協力事業者の納品書等に基づき、町が確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第７条　町及び協力事業者は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害時には速やかに相互に連絡を取るものとする。

（１）町及び協力事業者は、連絡体制表（様式２）により、報告するものとする。

（２）連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、町又は協力事業者が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じて、双方で協議するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年８月２３日

岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１
奈義町
奈義町長　　笠 木　義 孝

岡山県津山市高野本郷１２７５番地
三共リース 株式会社 津山営業所
所　　長　　井 内　耕 一

災害時における行政書士業務相談に関する協定書

岡山県勝田郡奈義町

岡山県行政書士会

災害時における行政書士業務相談に関する協定書

奈義町（以下「町」という。）と岡山県行政書士会（以下「県行政書士会」という。）とは、大規模災害時における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定書は、大規模な災害時において、町の要請に基づき、県行政書士会が実施する行政書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（業務の実施）

第３条　町は、大規模な災害において町民（町の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のために、緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは、県行政書士会に行政書士業務相談を実施するよう要請するものとする。

２　県行政書士会が、諸般の事情から緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め、かつ町に対し行政書士業務相談を行う旨を通知したときは、これを行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第４条　前条の規定により県行政書士会及び県行政書士会の会員が行う行政書士業務相談は、行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の３第１項第４号の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

（１）県行政書士会による行政書士被災者支援相談所の開設

（２）その他町及び県行政書士会が必要と認める業務

（相談担当者の連絡）

第５条　県行政書士会は、第３条の規定により、行政書士業務相談を行う場合には、速やかに行政書士業務相談担当者を選出し、町へ行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するため事前に名簿を提出する時間的余裕がないときは、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第６条　町は、行政書士業務相談を行う場所の確保及び行政書士業務相談を実施する旨の広報を行うものとする。

（報　告）

第７条　県行政書士会は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者、相談内容について随時町に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（経　費）

第８条　町及び県行政書士会は、本協定に基づく行政書士業務相談は、町民に対して無償で提供することを相互に確認するものとする。

２　町は、県行政書士会に対し、本協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（補　償）

第９条　第３条の規定に基づき、県行政書士会が実施する行政書士業務相談に従事又は協力する県行政書士会の会員が、当該行政書士業務相談に従事又は協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合における補償は、県行政書士会が負担するものとする。

（変更及び解除）

第１０条　町及び県行政書士会は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができるものとする。

（協議解決）

第１１条　本協定の実施に関し、必要な事項又は本協定に定めのない事項については、町県行政書士会間で協議を行い決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、協定書締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１カ月前までに双方又はいずれか一方から改廃の申入れがないときは、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書を２通作成し、双方署名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年１０月４日

岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１
奈義町
奈義町長　笠木義孝

岡山県岡山市北区表町三丁目２２番２２号
岡山県行政書士会
会　長　藤井　薫

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

勝田郡　奈義町

西日本電信電話株式会社

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岡山支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

２　屋内配線、保安器、引込線等、乙の設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」の様式をもって、甲乙互いに通知し、保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者（変更）通知書」の様式をもって通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議の上、第２条及び第５条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第１０条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第１１条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１２条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協定の解除）

第１４条　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

（1） 正当な理由によらないで本協定の全部又は一部を履行しないとき。

（2） 相手方の責に帰すべき理由により、協定を履行する見込みがないと認められるとき。

（3） 前2号のほか、相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

（協議事項）

第１５条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその１通を保有する。

平成３０年３月３０日

甲 住 所 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地 1

名 称 奈義町

奈義町長 笠 木 義 孝

乙 住 所 岡山県岡山市北区中山下２丁目１番 90 号

名 称 西日本電信電話株式会社 岡山支店

岡山支店長 西 谷 紀 彦

奈義町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

奈義町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

奈義町（以下「町」という。）と日本郵便株式会社奈義町内の郵便局及び津山郵便局（以下「協定郵便局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、町及び協定郵便局のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、町民の向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　町及び協定郵便局は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること

(2) 地域経済活性化に関すること

(3) 未来を担う子どもの育成に関すること

(4) 女性の活躍推進に関すること

(5) その他、地域の活性化・町民サービスの向上に関すること

町及び協定郵便局は、各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、合意の上決定する。

（協定内容の変更）

第３条　町又は協定郵便局のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第４条　協定郵便局は、第２条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第５条　町及び協定郵便局は、第２条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

２　町及び協定郵便局は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、町又は協定郵便局が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年１０月１日

岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１

奈義町長　笠 木 義 孝

協定郵便局　代表

岡山県勝田郡奈義町滝本１４３７番地６

滝本郵便局長

岩 崎 俊 次

岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、県内に災害が発生し、消防対応が被災した市町村等単独では困難な場合に、広域的な消防応援（以下「広域応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、県内で発生した災害に対して、県と市町村等が協力して広域応援を行うことにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

（対象区域）

第２条　この協定に基づく広域応援を実施する区域は、県全域とする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、消防組織法第１条の災害のうち、その規模又は特殊性に鑑み、大規模災害又は特殊災害等広域応援を必要とするものをいう。ただし、平成２０年３月３１日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の対象となるものを除く。

（広域応援計画）

第４条　県と市町村等は、協議の上、広域応援に係る体制及び方法等必要な事項について定める計画（以下「広域応援計画」という。）を決定するものとする。

（広域応援要請及び決定）

第５条　被災した市町村等は、この協定に基づく広域応援要請を県に対して行うものとする。

２　県は、前項の規定による要請を受けた場合は、広域応援計画に基づき、広域応援を決定するものとする。

３　県は、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、広域応援を決定することができる。

４　市町村等は、前二項の規定による決定があった場合は、可能な限り広域応援に協力するものとする。

（経費の負担）

第６条　この協定に基づく広域応援に要する経費は、原則として相互応援協定の例により負担するものとする。

（その他）

第７条　この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と市町村等の協議により決定するものとする。

附　則

この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を３２通作成し、県及び市町村等が記名押印の上、各自それぞれ１通を所持する。

平成３１年３月２０日

岡山県
岡山県知事　伊原木　隆太

岡山市
岡山市長　大森　雅夫

倉敷市
倉敷市長　伊東　香織

津山市
津山市長　谷口　圭三

玉野市
玉野市長　黒田　晋

笠岡市
笠岡市長　小林　嘉文

井原市
井原市長　大舌　勲

総社市
総社市長　片岡　聡一

高梁市
高梁市長　近藤　隆則

新見市
新見市長　池田　一二

備前市
備前市長　田原　隆雄

瀬戸内市
瀬戸内市長　武久　顕也

赤磐市
赤磐市長　友實　武則

真庭市
真庭市長　太田　昇

美作市
美作市長　萩原　誠司

浅口市
浅口市長　栗山　康彦

和気町
和気町長　草加　信義

早島町
早島町長　中川　真寿男

里庄町
里庄町長　加藤　泰久

矢掛町
矢掛町長　山野　通彦

新庄村
新庄村長　小倉　博俊

鏡野町
鏡野町長　山崎　親男

勝央町
勝央町長　水嶋　淳治

奈義町
奈義町長　奥　正親

西粟倉村
西粟倉村長　青木　秀樹

久米南町
久米南町長　片山　[illegible]

美咲町
美咲町長　青野　高陽

吉備中央町
吉備中央町長　山本　雅則

津山圏域消防組合
管理者　津山市長　谷口　圭三

笠岡地区消防組合
管理者　笠岡市長　小林　嘉文

井原地区消防組合
管理者　井原市長　大舌　[illegible]

東備消防組合
管理者　備前市長　田原　隆雄

災害発生時におけるダンボール製品の供給に関する協定書

大和紙器株式会社

岡山県勝田郡奈義町

災害発生時におけるダンボール製品の供給に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、奈義町内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第２条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資協力要請書（様式第１号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２ 乙は、甲からの要請を受けた場合、物資の優先供給に努めるものとする。

３ 乙は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第２項に準じて協力を行うものとする。

（物資の種類）

第３条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（１）段ボール製簡易ベッド

（２）段ボール製シート

（３）段ボールケース

（４）その他乙の取扱商品

（物資の運搬、引渡し）

第４条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、別に甲の指定する者が行うものとする。

２ 乙は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用経費）

第５条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用および物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

２ 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第６条 協力に要する経費は、災害救助法が適用される場合においては、同法に定めるところにより、それ以外の場合においては、原則として、実費相当額を甲が負担する。この場合、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

（連絡窓口）
第７条 甲および乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
（補償）
第８条　この協定に基づく協力に伴い、乙の社員が、協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動中に車両事故等を起こした場合における補償は、乙が負担するものとする。
（有効期間）
第９条 この協定書の有効期間は締結の日から令和３年３月３１日までとする。
ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲および乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に１年間継続するものとし、以後この例による。
（疑義の解決）
第１０条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和２年３月31日

甲　住　　所　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１
　　名　　称　奈義町
　　代表者氏名　奈義町長　　奥　正　親

乙　住　　所　大阪府茨木市西河原北町１－５
　　名　　称　大和紙器株式会社
　　代表者氏名　代表取締役社長　窪　田　英　志

様式第１（第２条関係）

令和　　年　　月　　日

大和紙器株式会社

代表取締役　　様

奈義町長　　印

救援物資協力要請書

災害時等における段ボール製品の調達に関する協定第２条の規定により、下記のとおり要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

奈義町連絡担当者

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第２（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

奈義町長　　様

大和紙器株式会社

印

救援物資供給完了報告書

災害時等における段ボール製品の調達に関する協定第４条の規定により、下記のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

大和紙器株式会社

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

災害に係る情報発信等に関する協定書

岡山県勝田郡奈義町

ヤフー株式会社

災害に係る情報発信等に関する協定

奈義町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、奈義町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、奈義町が奈義町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ奈義町の行政機能の低下を軽減させるため、奈義町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、奈義町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、奈義町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、奈義町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 奈義町が、奈義町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 奈義町が、奈義町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 奈義町が、災害発生時の奈義町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 奈義町が、奈義町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) 奈義町が、奈義町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 奈義町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、奈義町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく奈義町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するもの

とする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、奈義町から提供を受ける情報について、奈義町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、奈義町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、奈義町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、奈義町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年　8月　26日

奈義町：岡山県勝田郡奈義町豊沢 306-1
奈義町
奈義町長　　奥　　正　親

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

災害時等における晴れの国岡山農業協同組合保有施設等の使用に関する協定書

岡　山　県　奈　義　町

晴れの国岡山農業協同組合

災害時等における晴れの国岡山農業協同組合
保有施設等の使用に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と晴れの国岡山農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における晴れの国岡山農業協同組合保有施設等（以下「施設等」という。）の使用につき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、奈義町内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合において、被災者への救援物資の集配拠点として施設等を活用することにより、円滑かつ迅速な災害応急対策活動の支援に資することを目的とする。

（協力の要請及び受諾）

第２条　甲は、施設等を使用しようとする場合は、施設等使用要請書（別記様式）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、甲からの要請を受けた場合、農繁期を除き可能な限り施設等の優先使用に努めるものとする。

３　乙は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第２項に準じて協力を行うものとする。

（使用できる施設等）

第３条　甲が使用できる乙の施設等は、下表のとおりとする。ただし、これ以外の施設等が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

【使用できる施設等】

所　在　地	名　　称	使用可能面積
岡山県勝田郡奈義町広岡 1133-1	奈義ライスセンター	1571 ㎡

（業務内容）

第４条　甲及び乙が主として実施すべき業務（以下「実施業務」という。）は、次のとおりとする。

（１）　甲の実施業務

ア　施設等の運営に係る職員の派遣

イ　救援物資の集配に係る現場調整

ウ　岡山県災害対策本部、奈義町災害対策本部、避難所等との連絡調整

（２）　乙の実施業務

ア　救援物資の荷さばき及び駐車のためのスペースの確保

イ　通信連絡等の施設の確保

ウ　フォークリフト等積み下ろし用機材を保有する場合は、その確保等

（施設等の管理）

第５条　この協定に基づいて使用中の施設等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は、これに協力するものとする。

２　乙は、災害時等における組織体制を、甲に事前に通知するものとする。

（費用負担等）

第６条　使用に要する費用は、原則として、実費相当額を甲が負担するものとする。

２　前項の額は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

３　費用は乙が甲に請求するものとし、甲が請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（補償）

第８条　この協定に基づく協力に伴い、乙の職員が、協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動中に車両事故等を起こした場合における補償は、甲乙協議の上負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１０条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　２　年　９月29日

甲　岡山県勝田郡奈義町豊沢 306-1

岡山県奈義町

奈義町長　奥　正　親

乙　岡山県倉敷市玉島八島 1510-1

晴れの国岡山農業協同組合

代表理事組合長　石　我　均

別記様式（第２条関係）

年　　月　　日

様

奈義町長　　印

施設等使用要請書

災害時等における晴れの国岡山農業協同組合保有施設等の使用に関する協定書第２条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1　使用目的

2　使用施設等

3　使用期間

4　その他

奈義町連絡担当者

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

災害発生時における防災用品等の供給協力に関する協定書

株式会社　赤　　尾

岡山県勝田郡奈義町

災害発生時における防災用品等の供給協力に関する協定書

奈義町（以下「行政」という。）と株式会社赤尾（以下「会社」という。）は、災害発生時における防災用品等の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、奈義町内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合において、救助および避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第２条　行政は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資協力要請書（様式第１号）により、会社に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　会社は、行政からの要請を受けた場合、可能な範囲で防災用品等の物資の優先供給に努めるものとする。なお、行政は会社が物資を調達できない場合もしくは調達に時間を要する場合があることを理解し、たとえ物資の調達が不可能だったとしても会社に抗議等を行わず、会社と行政および関係各所との関係が悪化しないよう十分配慮する。

３　会社は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害以外の災害等について、行政の要請があった場合は、可能な限り第２項に準じて協力を行うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第３条　会社は、社員の安全性が十分確保できると会社が判断した場合に限り、行政の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、行政は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。ただし、会社の運搬が困難な場合、別に行政の指定する者が行うものとする。

２　会社は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書（様式第２号）により行政に報告するものとする。

（費用経費）

第４条　行政は、会社に対し、前条の規定により納品された物資の費用および物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

２　前項に掲げる経費の価格は、災害発生後の価格を基準とし、行政および会社協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第５条　協力に要する経費は、災害救助法が適用される場合においては、同法に定めるところにより、それ以外の場合においては、原則として、実費相当額を行政が負担する。この場合、会社が行政に請求するものとし、行政は請求書を受け取ったと

きは、その内容を確認し、速やかに会社に経費を支払うものとする。

（連絡窓口）

第６条　行政および会社は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第７条　この協定書の有効期間は締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、行政および会社は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に１年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第８条　この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度行政会社協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、行政会社記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和　２年　９月３０日

行政　住　　所　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１

名　　称　奈義町

代表者氏名　奈義町長　　奥　　正　親

会社　住　　所　大阪府大阪市西区新町四丁目１３番１号

名　　称　株式会社　赤　　尾

代表者氏名　代表取締役　　赤　尾　　隆

災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、奈義町内で農地及び農業用施設にかかる災害が発生した場合において、奈義町（以下「甲」という。）が岡山県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）に対し、復旧に関する支援を要請するために必要な事項を定めるものである。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、大雨、洪水、地震、津波、その他の異常な自然現象による災害とする。

（復旧支援の内容）

第３条　乙が行う復旧支援とは、次に掲げるものとする。

（１）緊急措置、応急復旧に係る検討

（２）災害査定設計業務

（支援の要請）

第４条　甲は、前条に規定する復旧支援が必要な場合は、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

（要請の方法）

第５条　甲が前条の規定による支援要請を行う場合は、書面（別紙様式）によるものとする。ただし、事態が急迫して書面によることができない場合には、口頭で行うことができるものとする。

２　前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに書面を提出するものとする。

（支援の実施）

第６条　乙は、第４条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、支援を行うものとする。

（復旧支援に要する費用）

第７条　第３条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

（事務局）

第８条　甲及び乙の復旧支援に係る事務局は次のとおりとする。

（１）　甲の事務局　奈義町　地域整備課

（２）　乙の事務局　岡山県土地改良事業団体連合会　事業部

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月３１日までとする。
ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は１年間更新されるものとする。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和２年 10 月 19 日

甲　奈義町長　奥　正親

乙　岡山県土地改良事業団体連合会　会長　石井　正弘

災害時等における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

岡　山　県　奈　義　町

奈義町社会福祉協議会

災害時等における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と社会福祉法人奈義町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時等における災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、奈義町内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、被災者へのボランティア支援を効果的に行うことにより、円滑かつ迅速な災害応急対策活動の支援に資することを目的とする。

（センターの設置・運営に関する委託及び受諾）

第２条　甲は、センターの設置・運営を必要とする場合は、奈義町地域防災計画に基づき、乙にセンターの設置・運営を要請し委託できるものとする。

２　乙は、甲からの要請を受けた場合、速やかにセンターを設置し、ボランティアの受入体制を整えるとともに、被災者ニーズに基づき効果的なボランティア支援のためセンターの運営を受諾するものとする。

３　乙は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第２項に準じて協力を行うものとする。

別紙「要請書（様式）」

（業務内容）

第３条　甲及び乙が主として実施すべき業務（以下「実施業務」という。）は、次のとおりとする。

（１）　甲の実施業務

ア　県、近隣市町村等に対し災害ボランティアの派遣周知を要請するとともに、マスコミ等を通じて災害ボランティアの募集広報を実施

イ　避難所等において被災者のボランティアニーズを把握し、センターへ情報を提供

ウ　岡山県災害対策本部、奈義町災害対策本部、避難所等との連絡調整

エ　センターの設置・運営に係る財政支援

（２）　乙の実施業務

ア　被災地のボランティアニーズの把握

イ　ボランティアの受付及び登録

ウ　ボランティア活動保険の加入手続

エ　ボランティアのコーディネート

オ　ボランティアに対する具体的活動内容の指示

カ　ボランティアリーダー及びボランティアの送り出し

キ　ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

ク　ボランティア活動の拠点等の提供

ケ　ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの協力要請

コ　その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

（センターの開設・運営に使用する施設等）

第４条　乙がセンターの設置・運営に使用する施設等は、奈義町地域防災計画資料編「災害ボランティア受入れマニュアル」に示す施設を基準とする。ただし、これ以外の施設等が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

【乙が使用する施設等】

センター本部設置場所	：	ウォーキングプール事務所
受付場所	：	ウォーキングプール事務所前駐車場
ボランティア駐車場	：	中央広場及び隣接駐車場
ボランティア宿泊場所	：	中央広場内の北側地域（車中泊等の希望者に対応）

（センターの運営要員の確保）

第５条　この協定に基づいてセンターを設置・運営するために必要な要員の確保（全国の社会福祉協議会からの応援職員の派遣及び臨時職員の採用等）は、乙の責任において行うものとし、甲は、これに協力するものとする。

２　乙は、災害時等における組織体制を、甲に通知するものとする。

（費用負担等）

第６条　センターの設置・運営に要する費用は、原則として、実費相当額を甲が負担するものとする。

２　前項の額は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

３　費用は乙が甲に請求するものとし、甲が請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

４　費用には、必要な資機材、物資等の調達費の他、人件費（乙職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。）及び旅費（町外からセンターに派遣された職員に係る旅費を含む）

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（補償）

第８条　この協定に基づく協力に伴い、乙の職員が、協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動中に車両事故等を起こした場合における補償は、甲乙協議の

上負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第１０条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　２　年１１月２５日

甲　　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１

岡山県奈義町

奈義町長　　奥　正　親

乙　　岡山県勝田郡奈義町豊沢３２７－１

社会福祉法人　奈義町社会福祉協議会

会　長　　延　原　道　正

災害時における
応急対策活動に関する協定書

岡山県勝田郡奈義町長之印

岡山県瓦工事協同組合

岡　山　県　奈　義　町

岡山県瓦工事協同組合

災害時における応急対策活動に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と岡山県瓦工事協同組合（以下「乙」という。）は、奈義町に地震、豪雨、暴風（広戸風含む）、豪雪等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、町民の生命、財産等を守り、町民生活の安定を図るため、相互に協力して応急対策活動（以下「活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時に甲が実施する活動について、乙の協力を得ることに関し必要な事項を定め、円滑な活動の実施に資することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を抑制するために応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し次の各号に掲げる業務（以下「業務」という。）への従事を要請（以下「協力要請」という。）することができ、乙は協力要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 奈義町において災害を受けた建築物の損壊箇所の応急処置、障害物の除去等

(2) その他甲が必要と認める応急措置

２　甲は、前項の協力要請をするときは、応急対策活動要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに応急対策活動要請書を送付するものとする。

３　乙は、甲から協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い、応急対策を実施するものとする。

（協力体制）

第３条　乙は、甲と協議の上、応急対策に従事する乙の組合員及びその者が従事する区域又は区間を定め、協力体制を整備しておくものとする。

２　乙は、やむを得ない場合には、甲乙協議の上、前項の規定により定めた事項を変更することができる。その場合は速やかに甲に報告するものとする。

３　乙は、第２条第１項の規定による要請を受けたときは、乙の組合員に直ちに連絡しなければならない。

４　前項の規定による連絡を受けた乙の組合員は、甲の職員の指示に従い、応急対策を実施するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙の組合員の責任において応急対策を実施することができる。

（報　告）

第４条　乙は、協力要請に基づく業務が完了したときは、遅滞なくその結果を応急対策完了報告書（様式２）に業務の実施内容が判定できる写真、図面等の資料を添付し、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　災害救助法が適用された場合は、甲が、乙の実施した応急対策工事及び運

搬に係る費用を負担するものとする。ただし、災害救助法が適用されない場合は、受益者（私有建築物の損壊箇所の応急処置を受けた者）が直接乙に支払うものとする。

2　前項の費用は、協力要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし甲乙協議の上決定するものとする。

3　甲は、受益者の負担が発生する場合は、協力要請前に受益者に確認し承諾を得、乙より金額、支払いの時期等の同意を得た場合に協力要請に反映するものとする。

（損害補償）

第６条　協力要請に基づき活動に従事したものが、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合、乙は甲に対し事故報告書により速やかに報告するものとする。

2　前項の規定により報告があった者又はその遺族若しくは被扶養者への補償は、労働者災害保険法（昭和２２年法律第５０号）により行うものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が活動のために使用する車両を通行できるよう、可能な範囲で配慮するものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期限が満了する日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がなされないときは、当該期間満了の日の翌日から１年間同一の条件で更新されるものとし、以後においても同様とする。

（協　議）

第９条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 3 年　3月 26日

甲　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１

岡山県奈義町

奈義町長　奥　正　親

乙　岡山県倉敷市玉島勇崎２０９－１

岡山瓦工事協同組合

理事長　平　野　一　正

様式１（第２条関係）

令和　　年　　月　　日

岡山県瓦工事協同組合

理事長　　様

奈義町長　　印

応急対策活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定第２条の規定により、下記のとおり協力要請します。

活動の種類	住　所	所有者名（受益者）	備考
例１　屋根の雨漏り防止	奈義町	奈義　太郎	瓦屋根 ☎
例２　倒壊屋根瓦の除去	奈義町	奈義　次郎	瓦屋根 ☎

※　費用負担を第５条の規定により、下記の○印のとおりとします。

１　今回の費用負担は、全て奈義町の負担とします。

２　今回の費用負担は、受益者負担とし、受益者の承諾を得、事前調整の結果のとおりであることを証明します。

奈義町連絡担当者

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

様式２（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

奈義町長　　様

岡山県瓦工事協同組合

理事長　　印

応急対策完了報告書

災害時における応急対策活動に関する協定第４条の規定により、下記のとおり応急対策が完了したことを報告します。

活動の種類	住　所	所有者名（受益者）	備考
例１　屋根の応急修理	奈義町	奈義　太郎	別紙１　写真 別紙２　請求書
例２　倒壊屋根瓦の除去	奈義町	奈義　次郎	別紙３　写真 別紙４　請求書

岡山県瓦工事協同組合連絡担当者

所　　属	
職名・氏名	
電話番号	

災　害　時　に　お　け　る
法律相談業務等に関する協定書

岡　山　県　奈　義　町

岡　山　弁　護　士　会

災害時における法律相談業務等に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）と岡山弁護士会（以下「乙」という。）は，甲において，将来，地震等による大災害，その他これに準ずる災害が発生した際（以下「災害時」という。）の被災者等を対象とした法律相談等の実施について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，甲及び乙が相互に協力し，奈義町内での災害時に，甲が行う被災者支援における弁護士の法律相談業務及び弁護士会が行う災害ＡＤＲ等に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは，災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第２条第１号に定めるもの、感染症の蔓延及び大規模な事故等をいう。

２　この協定において，「災害ＡＤＲ」とは，災害に起因した紛争に係る裁判外紛争解決手続をいう。

（弁護士の派遣要請）

第３条　甲が乙に対して，災害時に，被災者に対する無料法律相談会（以下「相談会」という。）の実施を要請したときは，乙は速やかにこれを応諾し，甲が指定する避難所などの相談場所に乙に所属する弁護士を派遣するものとする。

２　諸般の事情から乙において緊急に相談会を行う必要が生じたと認め，乙から甲に対しその旨の告知があったときも前項と同様とする。

３　乙は，甲からの要請を受諾した場合は，甲に対し受諾した旨の連絡を行う。

（相談の終了）

第４条　相談会は，次の各号に掲げる事項が生じたとき，終了する。

（１）　甲が，相談会の終了を告げたとき。

（２）　乙が，相談会の続行が困難と判断したとき。

（役割）

第５条　甲は，相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努める。

２　乙は，相談会の開催にあたり，速やかに乙に所属する会員である弁護士（以下，「乙の会員」という。）から法律相談業務に従事する弁護士を選定し派遣するものとする。ただし，乙は，乙の会員のみでは対応することが困難なときは，日本弁護士連合会及び中国地方弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

３　乙は，あらかじめ相談会の法律相談業務に従事する乙の会員に，災害に関する法律相談を行うのに必要な知識を習得するための研修を適宜実施するように努める。

４　甲は，乙に対し，必要に応じ，甲が行う職員研修や町民向けの災害に関する研修等に講師として乙の会員を派遣するよう要請することができる。なお，研修等の講師料の負担については，要請の都度，甲及び乙が協議して決定するものとする。

（相互協力）

第６条　甲及び乙は，相談会を円満に行うため，今後，相談会に派遣する弁護士の名簿作成及び相談会の広報等について協力する。

（連絡調整）

第７条　甲及び乙の相談に関する連絡調整は，甲は第１４条に基づき定められた実施細目に規定する者が，乙は環境保全・災害対策委員会委員長が行う。

（相談料）

第８条　相談会の相談料は無料とする。

（弁護士の謝礼）

第９条　乙は，甲に対し，相談会における報酬及び経費は請求しないものとする。ただし，乙は，相談会に関し，国，岡山県，日本司法支援センター及び日本弁護士連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

（報告）

第１０条　乙は，相談の結果，甲及び関係諸機関による措置が必要と考えた場合には，速やかに甲に通知するよう努める。

（災害ＡＤＲの実施）

第１１条　乙が，災害ＡＤＲを行う場合において，当事者が町内に居住又は勤務するなど町内で期日を開催することが相当であると認める場合，甲に協力を要請することができる。

（災害ＡＤＲの開催場所の確保及び広報への協力）

第１２条　甲は，前条の要請を受けた場合，公共施設の使用等，災害ＡＤＲの開催場所の確保に協力するものとする。

２　甲は，乙が行う災害ＡＤＲの広報（災害ＡＤＲのポスターの掲示，リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

（連絡調整）

第１３条　甲及び乙の災害ＡＤＲに関する連絡調整は，甲は次条に基づき定められた実施細目に規定する者が，乙は仲裁センター運営委員会委員長が行う。

（実施細目）

第１４条　この協定の実施に関し必要な細目は，甲，乙協議して実施細目として定めるものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，甲，乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第１６条　この協定の期間は，令和３年８月４日から令和４年３月３１日までとする。ただし，期間満了の日の１か月前までに，甲又は乙から書面による解約の申出がないときは，更に２年間延長するものとし，その後もまた同様とする。

この協定締結の証として本協定書を２通作成し，甲，乙署名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　３年　８月　４日

甲　　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１

奈義町

奈義町長　　奥　　正　親

乙　　岡山県岡山市北区南方１－８－２９

岡山弁護士会

会長　　則　武　　透

災害時における法律相談業務等に関する協定実施細目

奈義町（以下「甲」という。）と岡山弁護士会（以下「乙」という。）とは，令和３年８月４日に甲及び乙の間で締結した「災害時における法律相談業務等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１４条の規定に基づき，次のとおり実施細目を定めるものとする。

（通知）

第１条　甲は，奈義町内に災害が発生し，弁護士による町民の相談が必要となることが予想される場合には，あらかじめ乙に通知するものとする。

（派遣要請手続）

第２条　協定書第３条に規定する要請は，派遣要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし，派遣要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し，その後速やかに派遣要請書を提出するものとする。

２　乙は，協定書第３条に規定する要請を受け，相談準備が整ったときは，相談態勢連絡書（様式第２号）により，相談の担当者，場所，期間，責任者等必要な事項を甲へ連絡するものとする。

３　協定書第７条及び第１３条に規定する連絡調整担当者の連絡先は次のとおりとする。なお，連絡先の変更があった場合は速やかに相互に通報を行うこと。

区　分	連　絡　先	連　絡　方　法
奈義町	岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１ 奈義町役場総務課防災監	(TEL) 0868-36-4111 (FAX) 0868-36-4009
岡山弁護士会	岡山市北区南方１－８－２９ 環境保全・災害対策委員会委員長（相談） 仲裁センター運営委員長（災害ＡＤＲ）	(TEL) 086-223-4401 (FAX) 086-223-6566

（報告）

第３条　乙は，実施した相談会の件数，相談弁護士名について，実施報告書（様式第３号）において速やかに甲に報告をするものとする。ただし，その具体的範囲は，乙が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は，業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第５条　この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について疑義が生じたときは，甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

本実施細目の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙双方署名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　３年　８月　４日

甲　　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１

奈義町

奈義町長　　奥　　正　親

乙　　岡山県岡山市北区南方１－８－２９

岡山弁護士会

会長　　則　武　　透

災　害　時　に　お　け　る
電動車両等の支援に関する協定書

岡　山　県　奈　義　町

西日本三菱自動車販売株式会社

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

奈義町（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、奈義町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

(1)　プラグインハイブリッドEV

(2)　電気自動車

(3)　前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第３条　甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第２条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

２　前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式１号）により要請するものとする。

３　貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第２項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条　貸与者は、前条第２項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

２　貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条　電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して１週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第６条　貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1)　甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2)　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第９条　貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1)　貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2)　原則として、奈義町内で使用する。

(3)　故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第12条　甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第13条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第14条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第15条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第16条　激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第17条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年10月29日

甲　岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1
奈義町
町長
奥　正親

乙　大阪市淀川区新高1-4-10
西日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長
五十嵐　京矢

丙　東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者
加藤　隆雄

奈義町・日本下水道事業団災害支援協定

奈義町（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う災害支援の下水道施設維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一　奈義中央浄化センター

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条第１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことが

できる。

2　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省中国地方整備局又は岡山県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一　甲の事務局　地域整備課

二　乙の事務局　日本下水道事業団中国・四国総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和４年９月３０日までとする。

（現況届の提出）

第１１条　甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2　甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3　前二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和 3 年１１月１日

甲　岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６番地１
奈義町
代表者　奈義町長　奥　正　親

乙　東京都文京区湯島二丁目３１番地２７号
日本下水道事業団
代表者　理事長　森　岡　泰　裕